

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（第7回）
議事次第

令和3年2月15日（月）
13:00～15:00
（オンライン開催）

- 1 有識者からのヒアリング
- 2 質疑応答・意見交換

（配布資料）

- 資料1 コロナ下の女性への影響について（追加・アップデート）
- 資料2 関西国際大学・中尾繁樹教授提出資料
- 資料3-1 一般社団法人若草プロジェクト提出資料1
- 資料3-2 一般社団法人若草プロジェクト提出資料2
- 資料4-1 上智大学・三浦まり教授提出資料
- 資料4-2 W20-2019共同代表/上智大学・目黒依子名誉教授提出資料

コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会（第7回）
議事録

- 1 日時：令和3年2月15日（月）13:01～15:05
- 2 場所：中央合同庁舎第8号館 8階 特別大会議室
（オンライン開催）
- 3 出席者：

座長	白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
構成員	大崎 麻子	特定非営利活動法人 Gender Action Platform 理事
	同 大竹 文雄	大阪大学大学院経済学研究科教授
	同 種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We!TOYAMA 代表
	同 永濱 利廣	株式会社第一生命経済研究所首席エコノミスト
	同 松田 明子	山形県子育て若者応援部長
	同 武藤 香織	東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授
	同 山口 慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
	同 山田 久	株式会社日本総合研究所副理事長
有識者	中尾 繁樹	関西国際大学教授
	同 大谷 恭子	一般社団法人若草プロジェクト代表理事
	同 村木 厚子	一般社団法人若草プロジェクト代表呼びかけ人
	同 三浦 まり	上智大学教授
	同 目黒 依子	W20-2019共同代表/上智大学名誉教授
内閣府	林 伴子	男女共同参画局長
	同 伊藤 信	大臣官房審議官（男女共同参画局担当）
	同 矢野 正枝	男女共同参画局総務課調査室長
- 4 議事次第：
 - 1 開会
 - 2 議事
有識者からのヒアリング
質疑応答・意見交換
 - 3 閉会

○白波瀬座長 では、よろしくお願ひいたします。

懐かしい先生方の顔で、緊張するとともに何かうれしくなっていました。

本日は、忙しい中をお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。定刻になりましたので、「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」の第7回会合を開催したいと思います。

本日、橋本大臣は公務のため御欠席となります。

本日は、コロナ下における心の課題につきまして、関西国際大学教授の中尾繁樹先生から、また、少女や若い女性への支援の現状と課題につきまして、一般社団法人若草プロジェクト代表理事の大谷恭子様、及び同代表呼びかけ人で津田塾大学客員教授の村木厚子様から、また、コロナ下の女性に関する国際的な潮流につきまして、W20-2019共同代表でございます上智大学名誉教授の目黒依子先生、及び上智大学法学部教授の三浦まり先生から、それぞれお話を伺います。

その後、事務局から資料1につきまして説明いただき、意見交換となります。大変充実した御報告でございますので、進行につきましては皆様どうかよろしく御協力のほどお願いいたします。

では、早速でございますけれども、皆様からのプレゼンテーションをお願いしたいと思います。

まず、コロナ下における心の課題につきまして、関西国際大学教授の中尾先生からお話をいただきます。

中尾先生、どうかよろしくお願ひいたします。

○中尾氏 初めまして。中尾です。

「コロナ下における心の課題に関する報告」ということで、私自身がもともと神戸市の教員を27年しておりまして、教育委員会にも9年おりましたけれども、大学に移って13年ということで、今のところ特別支援教育が専門です。特別支援教育を通してこういった課題をどう捉えるかということを実際にやっております。

いろいろな子供たちのことも見るのですけれども、取りあえずうちの学生でどういうふうな状況なのかということで、コロナ以降に心が重くなった、しんどくなったという学生の割合が、これを見ていただいたら、赤が「変わらない」、青が「重くなった」で、男女差はほとんどないです。190名ほどの調査をしております。

それから、人生が嫌になったり、諦めなくなったりしたことがあるということで、これはコロナとは関係なしに、今まででそういったことがあるのかということで、男性と女性の割合を考えたときに、女性のほうが数的には多いのですけれども、これは後でまた違う視点でやりますので、こういった状況です。これに関しては、有意差はないのですけれども、度数的には女性のほうが多いということです。

それから、コロナ以降に心が重くなった、人生が嫌になったり、諦めなくなったりしたことがある、こういったことの相関を見たときに、心が重くなって諦めなくなることが

あるという学生がこの程度。それから、「特にない」の中に諦めたくなかったことがあるというのはかなり多いのですけれども、この中に男性よりも女性の占める割合がすごく多いという形で、集計上はそういう形になっているのですけれども、その中で問題なのは、こういった学生をどういうふうに早期発見して、未然防止をしていくかという辺りが一番大切な課題なのかなと。

後でまた御報告させていただきますけれども、私は今、個人的にかなりの数の相談を受けております。うちの学生だけではなくて、一般の社会人の方とか保護者の方を含めて、これは自殺案件ですけれども、コロナ前は5件程度でしたのがコロナの4月以降に15件に増えて、12月以降に23件、相談に乗っております。増えたのは全員女性です。かなり重篤な状態もありますので、その辺も専門家と相談しながらやっているのです。

こういった学生が困ったときに第一相談者は誰なのかと聞いたときに、大半が友達なのです。友達が半数以上。それから、親。教員は3%にすぎないということです。だから、教員の立ち位置はかなり低い。高校生も中学生も、これは大学生ですけれども、同じような結果が出るのかなと考えております。

大学として、こういったドロップアウトも含めた形で自殺予防のための必要な取組は、こういうことは最低限必要なのか。アドバイザー制、日頃からの面談、会話。何気ない会話からの早期発見というのがかなりあります。それから、長欠、成績不良、ドロップアウト等の可能性の高い学生の早期発見とか、友達関係のチェック、卒論に向けての指導の在り方、特に院生はまた学生とは違う視点で見なければいけない。

私は今、学部と院と両方持っております、大学院の中尾ゼミだけで26人おります。夜の大学院ですので、全員社会人です。この人たちの相談の入ってくる中身というか、大体の希望は、御自身の子供さんが不登校とか、御自身の子供さんがひきこもりとか、そういったことで何とか見てほしいということで親御さんが入ってくるケースも多々あります。

これはうちの大学の心の問題の取組ですけれども、今のところ、初年次教育とウォーミングアップ学習とフレッシュマンウィーク、アドバイザー制度、学生メンター制度というのを常時しております。

ウォーミングアップ学習というのは、入学前のいわゆる合格した学生たちを3月中に集めて様々な相談に乗ります。フレッシュマンウィークは、4月の入学の前の日から1週間、1年生の指導です。アドバイザー制度は、1年生から4年生まで少人数のアドバイザー制を敷いておりますので、そこで話を伺う。学生メンター制度は、2年生の学生が1年生の相談役ということで、各ゼミに2人ずつ配置しております。

そういった制度の中で、入学前教育・調査として、まず保健調査、学生相談室の調査、これは心の問題であったり、体の問題の問題であったり、どちらも要配慮学生という形での調査をしております。それから、これは毎学期ですけれども、アドバイザー面接。アドバイザー面接から、どうしても専門家の相談が要る場合は、学生相談室の面談につなげていく。

こういった流れで、1年生から4年次までアドバイザー面接をして、学科全体でちょっと配慮が要るとか心配な学生の把握をしております。だから、毎回学科会議では必ずちょっと心配な学生が全員名前が出てきます。本学の場合は大規模大学ではないですので、教育学部だけで700名ほどの学生です。だから、全ての教員が全ての学生を把握しているという形になりますので、その中で専門家の相談とか心理治療とかピアサポートプログラムなども取り入れております。こういったことで、少しでも学生たちの支援ができればという取組をしています。

それから、私個人への相談ですけれども、先ほど言いましたように、7歳から40歳までの方、自殺未遂、ひきこもり、リストカット。コロナ以降（4-10月）は15名。女性10名、男性5名。男性5名というのは不登校と家庭内暴力の問題です。コロナ以降（11月以降）の23名は、これは重なっておりますけれども、リストカット、自殺未遂というのはかなり増えてきております。

全ての子供たち、それから成人の方も、今のところ予後は順調で、相談形態としては対面とかメール、ライン、電話、訪問等をしています。これは全部ボランティアでやりますので、特にメール、ラインは夜中に来ることが多いですので、即時対応をしないといけませんので、そういったこともずっとやっております。

これ以外に、私は学校訪問とか園訪問にしょっちゅう行きますので、年間100件以上の相談に乗っているという形で今動いております。

その中で相談事例を少し見ていただいて、これは19歳女性です。これは本学ではないのですけれども、小さいときから暴言・虐待で育ってきて、いまだに父親から暴言・虐待がある。自殺願望がずっとある。リストカットもしています。

連絡してきて、相談に乗ってあげるとちょっと落ち着いて、しばらく安定するのです。この子の相談に乗って半年ですけれども、ずっと死にたいと言っていますけれども、その辺りは今のところ落ち着いてくれています。このまま殺してくれたらいいのに、こういう言葉がたくさん出てきます。

もう一人は30歳の女性です。彼女の場合は、自殺未遂を1回凶っています。就職が決まりましたので、それに向けて少し安定した生活をしているという形になっています。

こういった相談事例もしながら、要は、こういうのを防ぐには、よく我々リスクマネジメントと言うのですが、リスクマネジメントの中には危機管理とリスクという考え方があって、クライシスの場合は今発生していることに対してどう対応したらいいか。これは今私がずっとやっていることですが、それだけではその方の的確な実態把握ができていないと、2次的、3次的な問題の防止ができませんので、そういったことをきちっと把握した上で、まだ発生していないのですけれども、これから起きるかもしれないという問題に対してどう考えていくか。この危機とリスクの両方の考え方を併せ持たないと、これは自殺予防だけではなくて、当然、学校での指導とか保育園での指導にも関係してきています。だから、今の幼稚園・保育所の子供たちから成人に至るまで、そういった

考え方を教えていくのもすごく大切かなと。

根本的な自殺予防に関しては、これは自殺だけが独立しているのではないので、私のところへ相談に来ている子供たちの23分の8が暴言、虐待、DV、体罰等の体験がある。だから、いじめ防止と虐待防止というのを、相談案件は全員がいじめられ体験がありますので、この辺りをひっくるめて調整していかないと、これは防げない問題だと。そのためには、実態把握の力とか相談能力の向上は必須ですし、専門家とか専門機関との連携も大事です。

それから、公的機関の縦割り行政を解体しないと駄目です。やはり横につながっていかないと、これは解決できないと思っています。

それから、幼小中高での命の大切さの授業。

クライシスとして自殺企図の理解というのもあるのですけれども、最後に、これは私が学校訪問に行ったときのメモです。これは小学校1年生ですけれども、10分ぐらいいただいたら、それぞれ一人一人の認知特性や家庭背景が大体分かるので、こういうのを実際に学校で指導させていただいて、子供たちの今の背景を単に知っていただく。こういうことを通して、見えない部分を客観的に把握することで未然防止につながっていく。

時間が来ましたので、ありがとうございました。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。また後ほどいろいろお伺いしたいと思います。中尾先生、ありがとうございました。

続きまして、少女や若い女性への支援の現状と課題につきまして、一般社団法人若草プロジェクト代表理事の大谷先生、そして、同代表呼びかけ人で津田塾大学客員教授の村木先生からお話をいただきます。

大谷先生、村木先生、どうかよろしくお願ひいたします。

○大谷氏 では、大谷のほうから先に話させていただきます。

事前に配付してある資料を、ざっと説明させていただきます。

若草の説明は省きまして、今日、私のほうはコロナ禍で影響がリアルに出てきたラインとハウスと保健室の3つを紹介させていただきます。

ライン相談ですけれども、事前にお配りしたパワポだと7ページ以降にグラフが出ています。コロナ禍の影響だけを抽出すると、画面をスクリーンショットしたものを入れてあります。コロナの影響で1か月ほど仕事が休みでつらいとか、家にいなければならなくて居場所がない。死にたいというラインが増えてきたというのは、画面からだけでも分かりますが、数字からぜひ皆さんに知っていただきたいのは、8ページのパワポの表を見ていただければ分かりますが、相談内容の類型を分けました。

見ていただくと、家族が20%、居場所とかお金がないというのが9%、メンタルも30%となります。これはこの間のものを平均した数字です。

このパワポは実は10月に1年間の活動をまとめたものです。そこで、11月、12月に今回に合わせてより詳しい月次報告をつくりました。それが別刷りのライン相談の集計表です。数字だけの集計表です。

これを見ていただくと、5月、6月にライン相談が増えています。件数が増えているのは、今まで週2回だったのを連日にラインの回数を開けていたので、これは比較にはなりません。この中で5月のライン相談271件の中で、家族に対する困難、苦情というか、きついということが121件あって、実に44%、半数近くが家族からの虐待というか、お父さんがいて家にいられないから困ったという内容で5月の271件の相談のうち121件が家族に絡む相談だったということで、数字でリアルに出ています。

それから、年代別ですけれども、同じ表を見ていただければ分かると思うのですが、10代前半の子が5月には23件もあるのです。10代前半というのは中学生です。中学生の子がライン相談にアクセスして、お父さんが家にいるから怖いとか、お父さんがお風呂に入ってくるから嫌だとか、これは相談件数の8%にも及んでいる。

そして、10代後半は121人ということで、10代前半、10代後半を合わせると48%で、5月の半分は10代の方。そして、44%という半数近くが家族からの悩みということがここで見てとれるのではないかと思います。

そして、先ほど言ったように、ほとんどの子が死にたい、死にたいと言ってきます。

次に行きます。私たちは若草ハウスといってシェルターも設けているのですけれども、14ページ以降に若草ハウスのパワポを載せております。10代から20代前半の子を2018年10月から始めて、今、延べで31人が入所しています。うち18名は短期といって1泊とか2日、長い子でも1週間で出ていく緊急一時保護の子です。残りの13人ぐらいは3か月から半年、長い子は1年ぐらい、長期にいた。

18、19歳の利用者が一番多いのですけれども、実感としてどんどん若年齢化しています。特にコロナになってから去年の4月に、初めてハウスに中学生を入れました。14歳から15歳に入る中学3年生の子。中学生は私たちは無理なのではないかなと思ったけれども、学校からの依頼ということで受けました。

そして、若年化しているだけではなくて、一人一人が重症化している感じがすごくします。それは、2018年10月に始めて1年たった去年の春口ぐらいから、来る子がみんなリスク、ODが常習化していて、本当に死と隣り合わせの子が来てしまう。これに対してどういうふうに対処するかということ、本当に私たちは右往左往しながらやっています。

若草ハウスは4部屋しかないところでとても重症の子が来ると、女の子同士は非常に連鎖してしまうので、やはり婦人保護施設、施設型の大きいところでそういう子はちゃんと見てもらわないと、小さいところで受けると、4人全員が自死傾向になってしまうとか、これは皆さんにぜひ共有して考えてもらいたい事態だと思っています。

最後に、保健室を紹介します。そういうことでライン相談とハウスを私たちはやっていたのですけれども、やはりこれだけでは駄目だと。学校はどうしていたのかといたら、保健室に日中行ってた子が学校を卒業したら保健室がなくなって、そういう日中に居場所がない子がふらっと立ち寄れる保健室をつくらうということで、去年4月にオープンの予定だったのですけれども、コロナでオープンできず、ちょっと待っていたのですけれど

も、実はこそこそとやっていました。

まちなか保健室の集計を見ていただけますか。今回のために集めた数字だけの「活動実績」という表のほうです。これを見ていただければ、毎月どんどん来ている子が増えてきています。12月が54人になっていますけれども、これはコロナなので密になってはいけな
いと予約制にして、入室時間を限ってやっても本当に来ちゃうという感じで、うなぎ
登りに増えてきています。これは時宜にかなった事業だったのだなど実感しています。

ここでも見ていただきたいのですけれども、大体が10代後半。その中でも10代前半の子
がやはりいる。中学生の子がライン相談からつながったり、学校から紹介されてくる子も
いるということを考えると、やはり10代はとても困難な時期にあるのだなど、この保健室
の現場を見てもそういうふうに思っています。

以上、私のほうからざっと報告させていただきました。

村木さん、補足してください。

○白波瀬座長 お願いいたします。

○村木氏 ありがとうございます。

私は、若草プロジェクトのほかに、児童養護を出た子供たちの支援をしているグループ
とつながっていて、その両方から割と共通した傾向が見えているので、それを一つお伝え
したいと思います。

コロナの下でサービス業に働いていた子とか非正規で働いていた子たちが、今非常に困
窮しています。アフターケアをやっているところだと聞くと、食料を送ると本当に感謝をさ
れて、そこから相談が始まる。自分たちからは相談をしないけれども、何かつながり
を大人の側からつくることで相談が再開するケースが大変多いということです。若草の相
談担当者も、児童養護のアフターケアの人たちも同じことを言っていたのですが、もとも
と崖のそばに立っていた子が多い。それが、コロナで崖の側にどんどん追いやられていっ
た。

一つよかったことは、もうこれでは駄目だ、崖から落ちると思って相談をしようと思う
ようになった子もいて、相談件数が増えていると言っていました。今の若年層が置かれて
いる状況はそういうことだろうと思います。

さっき、大谷先生から生々しくお話をさせていただきましたけれども、ハードルの低い相
談の場所、避難できる場所、家とか部屋といったもの、それから医療的なケアが非常に必
要な子が多いということで、その辺りが本当に今緊急で必要なことだろうと思っていま
す。

そういう危機を乗り越えると、今度は学校へ行けるかとか、仕事につながるかとか、あ
と、長い人生を一緒に歩いてくれるアフターケア的なこと、こういうのが本当に切実な問
題だということをぜひ知っていただけたら大変ありがたいと思います。

私からは以上です。

○白波瀬座長 大変貴重な報告をありがとうございました。

大谷様、村木様、ありがとうございます。

では、次の報告に移りたいと思います。コロナ下の女性に関する国際的な潮流につきまして、W20-2019共同代表でございます上智大学名誉教授の目黒先生、上智大学教授の三浦先生からお話をいただきます。

両先生、どうかよろしくお願ひいたします。

○三浦氏 私のほうから先に行きたいと思います。

W20とは何かということをご簡単に御説明したいと思います。W20というのは、G20への助言、提言をするエンゲージメントグループの一つとして、ほかに労働問題のL20とか、ビジネス関係のB20とか、様々なものがあるのですが、女性に関するものがW20という組織体です。

このW20というのは、基本的にはジェンダーの問題といたしましても、特に女性の経済的な自立を促すような政策にかなり特化している助言、提言機関とお考えいただければと思います。G20のサミットで首脳宣言が出ますけれども、そこにジェンダー主流化と女性のエンパワーメントを提言していくということを目的にしています。

主要な柱は、労働における女性の参画、金融、特に女性の起業を助けて、女性に直接的に資金を回していくという金融の観点、そしてデジタル、この3つが大きな柱になっています。

さらに議長国がそれぞれ独自のテーマを立てることができるのですが、2019年は日本が議長国として、目黒先生が日本の共同代表という形で関わられました。我々としては、ガバナンス、特にモニタリングをして進捗管理が必要であるということを訴えました。

翌年、昨年はサウジアラビアが議長国で、包摂的意思決定ということが主要な新しいテーマとなっています。

W20は2枚から3枚ぐらいの提言書を書くのですが、今年はコロナが発生したということで、コロナに関する提言は不可欠であるということで、1枚目にCOVID-19に特化した提言を設けて、その後、通常の提言を作成し、7月に実際には合意に達しています。今日これからお話しするのは、この1枚目のCOVID-19に特化した提言になります。

今、お三方の非常に衝撃的な日本の女性たちが抱える問題が話されたわけですが、コロナに関しては、暴力、とりわけ性暴力ということに関して非常に重要な論点になってくるのですが、W20はこの点に関しては1枚目の提言には含めておりません。2枚目以降の通常の提言の中のトップに暴力の問題、性差別の問題を持ってきています。

ちなみに、暴力を経済的な女性のエンパワーメントを提言するコミュニケにおいて入れ始めたのは、実は日本が議長国だったときです。提言書に暴力を一の項目として盛り込むということは、日本チームとしては非常に重視しておりまして、私が議長を務め、大崎さんにサポートしていただいてコミュニケを取りまとめましたけれども、日本のときに暴力を入れる。さらに、サウジアラビアで暴力がコミュニケのトップに来る。さらに、今年、イタリアでは柱の一つに女性への暴力を立てるということになっておりまして、意識的に強化が図られています。

次のスライドをお願いします。

こちらがコミュニケの1枚目にありますコロナに関することです。全部申し上げると時間ないので、かいつまんで申し上げますと、何と云っても、コロナ対策における意思決定において男女の平等な参画が必要であるということがトップに来ています。

2番目ですけれども、今後のポストコロナを見据えて、それがよりジェンダー包摂的な職場環境になるように、現段階からジェンダー影響調査を実施して、ジェンダーに配慮した予算を策定することが2番目に来ております。

3、4とあるのですが、次のページに行っていただけますでしょうか。

そして、見ていただけるように、女性たちの所得保障とか、困窮な女性に対する緊急的な支援だけではなくて、デジタルスキルというものがないと、ポストコロナで就労にはなかなか結びつきにくいであろうということで、そういったデジタル機能をどういうふうに強化していくのか、また、スタートアップ企業といった女性の起業を促進する、そういったことに大変力点が置かれているということが分かります。

さらに、8番目に、性別データを収集するということが書かれております。

次をお願いします。

これらの8つの提言から、日本でどのような示唆が得られるのかということについてお伝えしたいのですが、8番目にありましたような、現在行われているコロナ対策の影響を調査し、またそのジェンダー統計をするということは非常に重要な取組だと思えます。

実際にこの研究会で既にそういった統計は取られているのですが、さらに突っ込んで、この間日本政府が行ってきた様々な対策に関して、信頼性の高いジェンダー統計が必要であろうと考えます。

例えば、特定定額給付金の受給状況に関して、世帯主が受給権者になったことから行き渡っていないということが当初から指摘されているわけですが、実態はどうであったのかという把握が必要であると思えます。

その際に、モニター調査だと当然漏れがあるわけで、オンライン調査だったとしても、基本は郵送調査による精度の高い情報収集が必要であって、属性は、性別はもちろんですが、就労形態、世帯構成だけではなくて、オンラインへのアクセス状況も必要です。情報の伝達の見込みがこの間相当あるということが分かっておりまして、せっかく日本政府のほうで交付金とか給付金とか様々な手だてはあるわけですが、それがあることが知られていない。自分が申請する権利があるとは知らないということが、この研究会の中でも明らかになっていると思えます。

したがって、今後、本格的な調査、アセスメント調査をするというのであれば、オンライン、情報に対するアクセスというものも調査項目に含めて、一体どこに目詰まりがあるのかを見ていく必要があると思えます。

また、W20的な問題関心からすると、地域女性活躍推進交付金を日本政府はやっておりますけれども、そこにどれだけスキル向上とかデジタル向上というものがあるのかというこ

とがポイントになってくると思います。

次をお願いします。

W20だけではなくて、UNDPについても若干触れてほしいと依頼されましたので、こちらのほうを申し上げますと、UNDP、国連開発計画では、Covid-19 Global Gender Response Trackerという形で、各国のコロナ対策を収集して、比較できるようなホームページを立ち上げております。そこでは、社会的保護、雇用、財政金融、女性への暴力の4分野に関して、政策を評価しております。

次をお願いします。

これは昨年9月の時点での対策の数をカウントしているのです。女性への経済保障、無償労働に対してどのような対策があるか、そして女性への暴力に対して、この3つの分野に関してどのような政策があったのかということのを数えた、このような図表が載っております。G7と隣の国である韓国のもを持ってまいりました。

この数の数え方とか、数が何を意味するのかということは非常に微妙なのですが、一瞥して分かることは、このトラッカーの指標によると日本の対策の数が少ないということと、無償労働に関する政策が打てていない。こういった特色がこの表からは見てとることができます。

次をお願いいたします。

では、日本で強化すべき点はUNDPからどんな示唆があるのかということ、どの国も緊急的にやっておりますので、既存の政策の延長線というのはすごくしやすいけれども、これまで手薄だった政策をこれから立ち上げるとするのは非常に厳しいということが国の特色として出ているということが分かります。

日本の場合には無償労働がゼロということになっているわけですが、ここでのポイントは、この間、とりわけ女性たちにケアの責任が非常に大きくなっている。そのケアの責任に応じた補償があるのか、ないのかということがポイントになってきます。つまり、仕事が休んだということに関して、仕事を補償するというのは日本でもいろいろとやっているのですけれども、そうではなくて、ケアをしたということに対する補償があるのかということがここでのポイントになってくるわけです。したがって、日本がゼロになるというのは、休業補償のほうはいろいろとあるけれども、ケアの責任に関して政府として補償していく、そういった視点が薄かったのではないかとということが示唆されます。

具体的にどんな政策をほかの国でやっているのかなということを、ベストプラクティスがいろいろと載ってましたので見てみますと、例えば感染者とか自己隔離者を家庭内でケアをする、日本でもそういった事態はたくさんありますが、そのときの休業補償、手当を出していく。あるいは、小学生が休校となった際の在宅勤務保障、休業手当、これは日本でも小学校休業対応等助成金があるところですが、こういったことをする。あるいは、ケア労働者の子供を優先的に預かる仕組みを国として保障するといったことが挙げられております。

いずれにしても、UNDPの資料は9月の段階ですけれども、いろいろな政策が国ごとによって、ジェンダー視点の政策を日本としても収集をして、ベストプラクティスを日本でもやるということも必要ではないかなと思います。

以上です。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

では、目黒先生、よろしくお願ひいたします。

○目黒氏 先ほど三浦さんが、全体のW20の活動内容と、UNDPも含めて比較しつつ日本に対して何が参考になるだろうというお話をされました。

その中で、2019年に日本が議長国だったときに、我々が1つだけ特殊なテーマを選べるということで、日本はガバナンスを選びました。

W20からG20に政策提言をするわけですが、過去4年間にG20に約束させるという成果を上げてきたけれど、実際にG20の各国でどれだけそれが政策としてアクションに移されたかということが大変心もとない状況でした。G20首脳「言葉からアクションへ」を促進するためにモニタリングを考える、モニタリングのツールとして、OECD Development Centerが開発途上のインデックスを用いた分析をまとめることになりました。

スライド2番です。

最初に日本がお願いしてつくってもらったのが、一番下に書いてあるタイトルですけれども、OECD Development Centerで特に今回非常に力を入れてきているのが、Social Institutions & Gender Indexというレンズで分析をするということで、その提言レポートの第1号が今回のものです。これは特にCOVID-19の前でしたから、平時のジェンダー・ギャップ分析をするという目的でつくられたものです。

次のスライドをお願いします。

2020年は議長がサウジアラビアで、サウジもこの動きを継承しました。タイトルは少し変わっていますが、ほとんど同じスタイルの枠組のものです。特にCOVID-19にずっとサウジが議長国の間付き合ってきて、COVID-19による女性の経済的エンパワーメントのネガティブ・インパクトに言及している。そして、コロナ対応の意思決定に女性が参画することが重要だと強調されているものです。

OECDチームの考え方としては、アカウントビリティとモニタリング・プロセスはG20の政策実施に極めて重要であるというものです。そして、W20のレポートは、先ほど三浦さんからもお話がありました、G20のもろもろの報告書を強化する効果があると捉えています。

具体的に言いますと、G20議長国として2019年にOECDとILOに日本政府から依頼をしてつくった報告書が「Women at Work in G20 countries」というものです。それは、サブタイトルが「Progress and policy action since 2018」ですから、この1年間に何が実施されて、何が進捗を見せた、何が変化した、そして何にどういう課題があるかということをもとめたG20への報告書です。

こういったものをW20のレポートが強化するという意味でOECDでは考えていたというこ

とになります。

次をお願いします。

このSIGIの特徴ですけれども、社会的規範のジェンダー・インデックスに大変力を入れているということです。つまり、社会的規範や法律というところに、これからの変化、そしてここを改革しないとなかなか進捗が見られないということを言っているわけです。ジェンダー・ギャップの根源となる出産・育児をセットとする性別役割が男女の分業を固定化するという議論をしてきましたがそれは出産と育児のセットということが大変重要だということです。

さらに生活時間のギャップや法制度等の変革のために必要な事実検証のためのジェンダー統計の整備を大変重要視しています。

ジェンダー統計が重要だけれど、不十分だということが言えます。このチームとしてはデータが不足しているということを嘆いており、これを何とか早く解消しないといけないということです。

OECDはこれまでG20と連携していて、OECD G20 Gender policy TrackerというのはG20へのジェンダー平等関連の国別の成果、変化、課題のモニタリングに貢献できるとアピールしています。

日本に関しては、今度の報告でも職種による性別分離社会的規範が根底的に反映したもので、それが結果的に男女のペイギャップにつながっている、つまり、社会的規範と具体的な経済活動における男女のギャップというところを結びつけるという意味では、大変重要な視点を持っていると思います。

あとは、職場のセクシュアルハラスメントの問題。これも法律をつくる必要があるけれど、その法律に必ず雇用者の責任が大きいのだということを入れるべきだと。その他、男性が育児休暇をもっと取ること。そのためには意識の変革が必要で、それには若い時からの教育が重要、という具合です。

UNDPのGlobal Response Trackerについては、先ほど三浦さんがお話しになりましたとおりにですが、ここに書いたようなまとめができると思います。W20のレポートは、経済における女性のエンパワーメントを目指すための政策提言ということで、女性がエンパワーメントを目指すのだということが明確です。それに比べて国連の調査・分析では、目指すのは女性のエンパワーメントとジェンダー主流化です。

日本の研究会や報告書を見ると、ターゲットが何かということが曖昧だと私は常日頃思っております。この皆様の研究会では、実態を調査して必要な政策を進めていくのだという目標が明確ではありますが、その政策が目指すのは例えばSDGsに呼応するような形で日本のジェンダー平等が進展していくとすれば、女性のエンパワーメントを考えるとということが結局は社会全体にとって有益なものになるということではないかと思っております。

どうもありがとうございました。

○白波瀬座長 目黒先生、三浦先生、大変ありがとうございました。

質疑応答に入る前に、事務局のほうからデータについて更新をしておりますので、説明を矢野室長からお願いいたします。

○矢野室長 事務局、男女局調査室長の矢野でございます。

いつもの資料のアップデート分を簡単に御説明させていただきたいと思えます。

まず、労働関係のデータですけれども、12月分を更新しております。それから、2020年度の年平均の数値も出ておりますので、またこちらを御参照いただければと思えます。

続きまして、飛びますけれども、18ページ、自殺の関係の資料でございます。昨年の年間の合計の数値が出ております。これはまだ暫定値ですけれども、2020年は合計が2万1077名、男性が前年比でマイナス26名、一方で女性が7,025名ということで前年比プラス934名となっております。

また、1月の数値が公表になりました。男性が1,121名、女性が525名ということで、前の月と比べると減ってはいるのですけれども、前の年の同じ月と比べると、男性は減っていますけれども、女性は増えているという状況になっております。

また、内訳は更新をしておりますので、御参照いただければと思えます。

23ページ、自殺者数の増減でございます。女性の自殺者の特徴の一つとして、無職者の増加ということが挙げられておりますけれども、こちらの資料は昨年4月から12月の累計、その前年同月差をみたものでございます。この時期の無職者数は、前年同期と比べてプラス419名となっております。

下の左側がその内訳ですけれども、主婦がプラス161人、そして年金・雇用保険等生活者、これは内訳を表示しておりませんが、高齢者が多いです。それから、その他の無職者という順に多くなっております。

それから、学生・生徒ですけれども、内訳を見ていただきますと、女子高生が前年の同期と比べてプラス61人という形で、大幅に増えているという状況です。

次に24ページ、勤め人、被雇用者の内訳を見てみたものでございます。真ん中、女性は事務員が多く、それから販売員、その他のサービス業が増えている。また、左から2つ目、医療・保健従事者も女性のほうは増加をしているというところが気になるところです。

最後になりますけれども、女性の自殺の特徴として、同居人がいる方の自殺者が多いということが挙げられております。

こちらを見ていただきますと、男性に比べて、黄色のグラフですけれども、女性の同居人ありの方の自殺が増加をしているという状況になっております。

事務局からは以上でございます。

○白波瀬座長 大変ありがとうございました。

以上、中身の濃い、現場の実態についてのご報告をいただきました。3つ目の報告につきましてはもちろんコロナで始まりコロナで終わるというわけではなく、日本社会全体の女性へのエンパワーメントにもぜひ積極的に展開していくということで、この研究会の成果自体も位置づけるべきという貴重なお話だったと思えます。

1時間程度ということで、まず、15分、15分、15分という3つに分けて、最初に中尾先生、その次に大谷先生、村木先生、そして三浦先生、目黒先生という形で、まず大枠で質疑応答を区切らせていただきまして、あとは全体という感じで、3時まで有効に時間を使いたいと思います。

それで、質疑応答はできるだけ、私も含めてですけれども、簡潔にやり取りをし、できるだけ多くの人たちで時間をシェアしたいと思いますので、御協力をどうかよろしく願います。質問がある方は手を挙げていただきまして、進めさせていただきたいと思っています。

まず、中尾先生の御報告に対してですけれども、松田構成員から、移動中なのでここではということなのですけれども、最初に質問が来ております。これはチャットです。中尾先生、見えますか。

○中尾氏 大丈夫です。聞いております。

○白波瀬座長 危機マネジメントということで、最後のほうで、今あることと将来に向かってというお話もあったのですけれども、まず、松田先生の質問にお答えいただいて、後、皆さんからお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○中尾氏 ありがとうございます。

マスクの件ですけれども、保育所・幼稚園のほうで先生も子供たちもマスクをしているということで、表情が読み取れないから不安。これは保育所・幼稚園だけではなくて、小学校1年生が一番大変だと思うのです。幼稚園・保育所というのは基本的に身近な距離で先生や親と接するのですけれども、小学校1年生に入ると先生との距離が4～5メートル延びるのです。1年生の発達段階からすると、ちょっと離れたところの大人の表情を読み取るという発達段階ですので、それが全部遮断されているわけです。ここまで隠れていますので、目の周りしか見えないのです。目の周りだけ見えているということは、無表情に近い状態で子供たちが先生の表情を見ている。

人間が一番恐怖を感じるのは無表情なのです。皆さんも、夜中に市松人形とかフランス人形が横に立っていたら怖いですよ。突然、市松人形が笑ったらもっと怖いですよ。そういう状況に子供たちが追い込まれていると思ってもらってもいいのかなと。

だから、解決策としては、保育所ではマスクを外すというのが一番いいのですけれども、そうするとコロナ感染の問題がありますので、できれば保育所の保育士さんは優先的にPCR検査をしてもらって、それで保育士さんはマスクを外す。子供からの感染リスクもあるのですけれども、今の状況を考えたら、今の問題よりも、ここの保育所や小学校1年生の子供たちが将来的にかなりしんどくなるようなことを考えると、できるだけマスクを外したほうが本来はいいと思います。

保育所とか幼稚園は3密を避けるのは100%無理ですから、できれば先生方もマスクではなくて、フェイスシールドの顔が見える分にするのが一番いいのかなと思います。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

では、先生方からどうか御自由に、中尾先生にいかがでしょうか。

永濱先生、どうぞ。

○永濱構成員 私の質問は中尾先生と大谷先生にも重複するのですが、両先生にお伺いしたいのですが、両先生とも心の問題の相談を受けられる活動をされているということで、非常に重要で素晴らしい活動だと思うのですが、そういう中で私が注目しているのがオンライン相談です。要は、メールとか電話とか、実際にその場所に伺って相談というところがメインかと思うのですが、実際に精神科の病院とかそういったところに行くとなると結構ハードルが高くて、二の足を踏みやすいというところからすると、オンラインの相談はハードルも低くなるし、コロナ禍では非常にいいのではないかなと思うのです。その可能性ということで、実際にオンラインの相談を受けるような形の活動をやっているのかどうかということと、仮にやる場合、実際に対面で会うときの効果は違うものなのか、さらにはそれを導入するに当たってどのような課題があるか、そういったところをお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

中尾先生、どうぞお願いいたします。

○中尾氏 私の場合は、ライン、メール、全てのSNSを使って相談に乗っていますので、基本的に一人で受けるとなると、これは24時間対応をしないといけませんので、今のところ私は24時間対応をしているのですが、ほぼ睡眠時間がないです。即時対応をしないといけませんので、こういう人間も要るのかなと思って。

先ほど事例を見せたのはラインなのですね。ラインである長文が来るわけです。長文が来たときに即時対応をしてあげることで、すごく安心するし、それから、安心する言葉というのがあるので、その言葉をメールで送ってあげるだけでも随分違う。それで、どうしてもまだ落ち着かない場合は、ラインの場合は即電話ができるので、電話対応ができるということで、オンラインだけでどうしても駄目な場合は、明日おいでということで急遽呼び出したり、今から行くわと夜中でも行ったりしますので、そういった全ての情報源を利用した対応が僕は必要だと思います。

以上です。

○永濱構成員 それは、Zoomとかこういう感じで、顔の表情とかが見られたほうがいいじゃないですか。そういうのもやられているのですか。

○中尾氏 どうしても駄目だったら、僕は今日稚内にいたので、稚内から神戸まで戻れないので、ZoomのURLを送るから入っておいでという形もやります。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

大谷さん、どうですか。

○大谷氏 私たちはライン相談を最初から、2017年ぐらいからやっています。ただ、先生

のように24時間ということではなくて、時間を限って、この時間だけやっていますよということを知っていますので、その時間に入ってくる。原則として1人30分以内しようねということで約束しながらやっているのですけれども、ラインは本当にちゃっちゃと、皆さん、若い言葉で反応するのですけれども、ちょっと深刻な問題はメールにしてねということでメール。その後、これは会わなければ駄目そうだなと思ったら、電話、面談という形で、少しずつ相談の本質が一体どこにあるのかなと。おしゃべりだけに入ってくる子なのか、これが困っているというところに入ってくるのかがなかなか出てこない子も多いので、そこに行くまでに結構時間がかかる。いろいろおしゃべりだけをしてから、30分でもうおしまいよと言ったときに、最後に、実はお父さんがお風呂に入ってくるみたいな。それを最初に言えよみたいな話とか。そういうような感じをつないでいます。

ラインは全国から来るので、面談しようと言ったら、青森だ、秋田だと言われて、面談ができないので、では地元につなぐねというような感じでやっているのが実情です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

では、大竹先生、どうぞ。その次に種部先生。

大竹先生からどうぞ。

○大竹構成員

私も中尾先生と大谷先生の両先生にお聞きします。親が家にいることが問題だというのはお二人とも共通していますが、それは、もともと家族関係が悪かったところで、テレワークや仕事の休業、学校も休校で、親子とも家にいて、接触の機会が増えたためにトラブルが増えたというのと、もともとそれほど関係は悪くなかったが、親の所得が下がったり、仕事の不安が出てきたりしたことで、関係が悪化したという側面と、もう一つ、特にサービス業や非正規が多い職場で母親が働いていたため、母親の家庭での交渉力が下がったことでバランスが崩れたという3つを考えたのですが、相談を実際に受けて、全部かもしれませんが、どれが多いのかをお聞きしたいと思いました。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

まず、中尾先生、お願いいたします。

○中尾氏 大竹先生、ありがとうございます。御無沙汰しております。

今、大竹先生が言われたのは全て当てはまるのですけれども、一番多いのは、もともと父親と本人との関係が悪い上に父親がテレワークで家にいるということで、より悪化したケースがかなり多いです。

先ほど事例で出しました、暴言・虐待の場合は父親のほうで、母親がカバーに入るところのカバーができなくなってしまっている現状で、今のような状況が起きているということです。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

大谷さん、いかがでしょうか。

○大谷氏 同じだと思いますけれども、本当に前々からあった、村木も言っていたと思うのですけれども、限界ぎりぎりのところでしのいでいたのが、コロナで一気に崖が崩れたという感じですね。そういう子ももちろんいますけれども、今までは別に問題がなかったのに、お父さんの失職でみんながいらいらしているという感じで、そこで問題が発生する子もいるし、先ほど大竹先生が言われたことの全部が当てはまると思いました。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

村木さん、何か追加的にありますか。

○村木氏 ありがとうございます。

相談ではないのですけれども、大学で女子学生を教えていて、コロナの影響をいろいろな形で学生たちに聞いてみると、それまで関係がよかったところは割とうまくいって、それまで関係が悪かった子は、関係が非常に悪化したと言う子が多い、二極化しているように思います。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

次に種部構成員、どうぞお願いいたします。

○種部構成員 ありがとうございます。

報告いただいた中で、そのとおりでと思って聞いていました。ケースにもありましたが、若草のほうでも同じだったと思うのですけれども、もともと幼少期から家庭の中に問題があって、それが顕在化したというのが誰も同じ認識ではないかと思えます。

その中で、そういう子供たちは幼少期から環境は変わっていないわけで、何回も助けを求めていると思うのですね。ところが、そこでスルーをしてきているために、大人のことが信じられなくなっていて、援助希求できなくなっているのが非常に多い。

リストカットをしているというのは、死にたくてやっているわけではなくて、そうしないと生き延びる方法がなかっただけであって、リストカットをするなど言うのだったら、その代替りの方法を何か与えてやる必要があるのですが、その支援につながれなかったという感じをずっと受けています。

幼少期からの教育の中で、マスクの話とかいろいろ工夫をということをおっしゃってくださったのですが、その先生方とか接する人たちに、その家庭の中にDVがある、面前DVでずっと育ってきているとか、暴力・暴言を受けてきているということを感じ取るセンサーの高さが違うのではないかと思っています。なぜいろいろな人が、いろいろな学年で、いろいろなところで触れているのにスルーしてくるのかなというところで、私は教育の中にはいないので、医療の側から見るとそこがずっと不思議でした。

そういう取組をされているような先生方の中で、ぜひ子供のときからのサインを見逃さないようなアプローチをするということを今されているのかどうか。いつまでたっても環境が変わらない気がするものですから、中尾先生のようなセンサーの高い方ではなく、そうでない方がまだ非常に多い気がするのですが、どうやったらそれを変えていけるのかということをお聞きしたいなど。思春期になると完全にシャッターを下ろしてしまっている

ので、援助希求しないわけですから、その前の方策をお聞きしたいなということが1点あります。

もう一つお願いしたいのですが、命の大切さの授業というのがありました。小学校なんかで、助産師さん連れてきて生まれたときのことをやったり、いろいろやられることがあるのですが、これまで「死ね」とか、「おまえなんか生まなきゃよかった」と言われてきた人たちが、命の教育を受けた後に、自分なんかは命すら持つべきではなかったのではないかと逆効果になることを非常によく見受けます。これはもろ刃だと思えるのです。ですから、「命の大切さ」の教育では防げないのではないかと思うのですが、この教育の効果はどうなのだろうなということをお聞きしたかったのです。お願いします。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

中尾先生、お願いいたします。

○中尾氏 先ほど種部先生が言われたように、一人一人の子供の困り感や助けを呼んでいる声を教員側が聞き逃してしまう、聞き落としてしまうケースが多々あるわけです。

そのセンサーを高めるために僕自身が、神戸市内の全ての子供を見てくれと言われたので、1年間で全ての幼小中高を回って、全ての子供を見て、全ての子供を評価しました。

だから、文科省が発達に問題がある子は6.3%という数字を出したのですけれども、その前の年に神戸市を僕が見て7.5%という数字と、それからここの小学校のA君は虐待を受けている、ここの小学校のB君は将来的に生徒指導上の問題を起こすかもしれないと、チェックしたら大体分かりますので、それを全部先生方にお伝えして、どういう見方をしたらいいのだ、どういうふうな未然防止をしたらいいのだという取組を9年間してきたのです。

これは神戸市だけではなくて、北海道から沖縄まで全て行きましたけれども、3,000校ぐらい回らせていただきました。今まで見た子供の数は、全員見ますので30万人とか40万という数になると思うのですけれども、これだけ回っても草の根運動でしかない。だから、中尾先生、よく当たりますねとか、そういう視点なのです。僕は占い師ではないので、本当に子供が困っているところには寄り添ってあげないと大変だよということをお伝えしているのですが、なかなかそのセンサーが働かないケースが多い。

今でもたくさん回らせてもらっていますけれども、教育委員会自体がそういう形で動く、市全部の体制が随分変わります。だから、そのポイントをしっかりつくるということも大事だと思います。

それから、命の教育も、先ほど質問いただいた山形県の松田先生のところ、山形県の飯豊町にもずっと行っているのですけれども、僕は重度重複障害が専門ですので、重度重複障害の子供たちと実際に触れ合ったり、それから末期のがんの子供たち、ホスピス活動もしていますので、その子たち実際に触れ合ってもらうことで、命って本当に尊いのだよという辺りを実感していただくということをやっています。

教員側はすごくたくさんを知っているのだけれども、この子に何を提供したらいい

いのか、実態がはっきり分かっていないので、その提供の仕方が分からないのです。だから、そこをしっかりと教員側が研修していくことが必要だろうと思います。

長くなりましたけれども、以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

お願いいたします。

○大谷氏 大谷から補足させていただきます。

種部先生、ありがとうございます。全くそのとおりなのです。

実はライン相談は入り口で、ライン相談から、どうしてもこの子は緊急で保護支援しないと駄目そうな子はハウスを紹介して、ハウスに入ってきます。ただし、ハウスの受け皿はそんなに大きくないので、なかなか受け止め切れないのですけれども、この子は今すぐ支援しないとまずいなという子を入れると、半分以上は少なくとも児相経験があります。児童相談所で一度は保護されて、嫌な思いをしている。保護されたけれども、何も変わらないで、2か月、4か月そこにいたけれども、帰されて、前よりひどくなった。そして、児相でも虐待されたということで、絶対に児相に行きたくないと逃げてしまうということで、そういう形でぐるぐる逃げている状態です。

教育現場もとても大変だと思うのですが、最近、若草のケースで言うと、相談されて、教師からここに行けと言われて来る子も多くなっている感じがします。特に大学の相談室とか高校の保健室にずっといる子は、もうここでは無理だということで、どこかにつながなくちゃと思ったときに、児相を本人が一度は経験して嫌だというときに、若草に行ってみたらと相談してくる。

そういう形で、心ある教師は何かしなくちゃいけないという形で、児相通報、児相が駄目ならこういうところがあるよという形で、少女に情報提供をしているというところではかろうじて機能しているかなという程度に私は感じています。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

次の若草プロジェクトの大谷さんと村木先生のほうと関連した質問となっておりますが、ありがとうございます。いかがでしょうか。

今、局長がいらっしゃいました。ありがとうございます。

中尾先生、どうぞ。

○中尾氏 特別支援教育が私は専門なのですが、特別支援教育を今から15年前に文科省がやったときに、特別支援教育が普及・定着するといじめ・不登校が未然に防止できますよというレクチャーがあったのですね。だけど、今の特別支援教育の進み具合を見ると、確かに体制等は整っているのですが、従来の障害児教育とか発達障害のある子供たちに対して特化してそういった取組をしているのがまだ現状なのです。

特別支援教育は子供の実態を把握するところが本来の意味ですので、実態把握というのは障害を見つけることではなくて、先ほど種部先生が言われたように、本当に視点をたく

さん持つことで子供の困り感が分かるので、そういった取組をしていかないと、今後も全然減らないと思いますね。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

種部委員、どうぞ。

○種部構成員 ありがとうございます。

今、お話しいただいたとおり、私は子供たちを見ていて、発達障害と言われている人たちの多くが生きづらいというのは、実は発達障害ではなくて愛着障害ではないかと思っています。小さいときのアタッチメントがうまくいっていない。ACE研究というのがありますね、小さいときに逆境的体験に置かれると、その後、脳の神経発達に異常を来し、生きづらくなる。思春期になると本当にシャッターが閉まって、どんなに頑張っても治療にすぐエネルギーがかかる。ほとんどが小さいときの愛着障害、アタッチメントの問題だと思っています。その視点から、要は虐待があったということではないかと思うのですね。

今の中尾先生の話と、大谷先生がまさにおっしゃっていたとおりでと思うのですが、そうやって支援につながっていたのに切れてしまった子たちに、トラウマケアをする必要があるのですけれども、これが児相に入っていたのになされていなかったということが最大の問題です。あるいはそれ以外のところで、学校の中でも恐らく気づきがあって、先生方の中でセンサーがある人は気づくと思うのですね。それが心理治療を受けるところまで至っていないということで、物事が大きくなってしまって、手がつけられなくなって、最後のアウトカムとして自殺の引き金を引いた。見えるようになっただけだと思うのです。

崖っ縁に行く前の段階で心理治療につなげる仕組みが社会の仕組みにないということと、児相の中ではそこまでできず、そして児相ではなくて、恐らく家庭の中にそのまま置かれるしかない子については、市町村の仕事になるので要対協だと思うのですが、その中にトラウマケアという仕組みがないのではないかと思うのです。ですから、まずそういう仕組みがうまく機能しているところがあるのかどうかということが一つ。

それから、恐らくこれは省庁が分かれるのですね。学校は文科省だと思いますし、児相とかになると当然保護のほうだと思うのですけれども、例えば心理治療となると医療なのか、ちょっと分かりません。こういうものを全部一つにすることは本当にできないのか。先ほども省庁縦割りを何とかと、私もそのとおりで思うのですけれども、それはできないのかということ、大谷先生にも御意見をお伺いしたいです。

○白波瀬座長 大谷先生、どうですか。

○大谷氏 全くそのとおりのことです。

今、若草にいる女の子は30人以上になりましたけれども、ほとんどの子は被虐のトラウマを抱えています。二次障害として発達障害としてしか生きられないと思われるぐらい膠着化している。その子たちはリスクをしたり、ODをしながら、かろうじて生きているけ

れども、ちょっとつまずくとどどっと崩れてしまう。

私たちができることはいつかのハウス提供だから、何とか自立させなければいけないと思うときに一体どこに出せるのか。この子はもう精神病院しかないのかというような感じになってしまうこともあります。何とか自立と思うと、生保をつけて、もしくは精神の手帳を取って、地域の保健師さんたちのケアを受けながら地域移行をするしかない、ハウスから精神の手帳を取って、地域のケースワーカーにつなげて、アパートを設営してみたいな、そういう子もいます。

その子は何でそうなったのかといたら、みんな被虐のトラウマです。適切なことがされてない。もともともしかしてきつと育てにくい子だったかもしれないけど、親も戸惑いながら暴力振るってしまったこともあるのかもしれないけれども、親も手放して、そっちで勝手にやってくれと。

児相ももう手離したい。でも、児相年齢の子に生保をつけて、精神をつけてはないでしょうということで、今度は逆に私のほうが児相を引っ張り、まだ児相と言いながら、どっちが優先なのかとか、本当に狭間にいます。この狭間にいる16から二十前後の子たちの福祉というのは、これが一番適切だという決め手のものがないのです。

だから、現場でいろいろな工夫をしながら、何が使えるかということでやっている状況で、まさに18、19の子は狭間だ、福祉からも落ちると私たちが感じたように、まさにすごくドロップアウトしている。

○種部構成員 仕組みが分からないのではなくて、ないということですね。分かりました。ありがとうございます。

○大谷氏 ないのです。

○白波瀬座長 村木さん、何かありますか。

○村木氏 今、虐待の通報は急増していて、年間で20万件近くになっています。虐待の通報があった後、どうなっているかという数字をフォローすると、16万件ぐらい通報があった年の、その後の状況をフォローすると、2万5000人ぐらいを一時保護をして、結局、里親や施設に行った子は5,000人ぐらいなのですね。ですから、通報があったうち、親から引き離しての保護は3%という割合になる。

そうすると、家に残った子供たちはどうなっているかという、そこをケアする仕組みが今の日本の児童福祉の中で非常に弱い。虐待を受けた子供たちに聞くと、あのとき周りをもっと親を助けてくれたら私は今も親と幸せに暮らしていたのにとという言葉が本当によく出てくるのですね。

ですから、今、児相は命の危険がある子供を親から引き離して保護をするというところだけであっぶあっぶになっている状況なので、そこを改善して、親子を共に支援する仕組みが要るのだと思います。

今、そういうことを強化しようという動きが社会的養護をやっているメンバーの中からは出てきていて、市町村が、もっと身近な場所が子育てに関与をするということと、児相

は親から引き離すとか、そういうシビアのところの決定はやるけれども、親や子供に寄り添っての支援は、子供のケアの専門、センサーのある人たちがもっとやれるように、兎相の仕事を特化させて、ケアのところをもっと幅広くほかへ回したらどうかと。

おっしゃったように、要対協なんかも市町村単位で丁寧にネットワークを組んでいくことが大事で、この世界は抜本見直しをやらなければいけないのではないかという動きがあるので、そういう政策の大きな変換を皆さんに後押ししていただけると、すごくいいのではないかと。

もう一つは、大谷先生が言ったように、15～16歳以上から20代前半ぐらいまでのところは、法律が縦割りで、間に落ちてしまっているんで、ここをカバーする、もう少し網が広くかけられる法律が要るのかなと思っています。若草もその法律制定を一生懸命呼びかけていきたいと思っているのですけれども、この辺りもまた考えていただくと大変ありがたいと思います。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

では、次、お待たせしました、大崎委員、お願いいたします。

○大崎構成員 ありがとうございます。大変貴重な御報告をありがとうございました。

今、これだけ日本で少子化が進んでいて、少子化というのは本当に国の根幹を揺るがす問題だと認識されている中で、少子化対策も例えば不妊治療に対する保険適用とか様々な施策が打ち出されているにもかかわらず、今いる子供たちに対するサポートがこれほど薄いのかということに、私は驚愕しております。

若年女性、女の子、どうにか生きるというほうにとどまっている子たちのセーフティネットになっているのが、問題意識、専門的知見を持った方々で構成されている民間の団体ということで、若草プロジェクトの御発表資料の最後に、支援者、支援企業募集中と書いてありましたけれども、これは国としてやるべき、少子化対策以前といいますか、こういったことをケアしないで少子化対策と言っていること自体がゆゆしき問題だなということを改めて感じております。

そして、先ほど三浦先生のW20の御報告の中でも出てきましたし、国連も全く同じことを言っていますが、ジェンダー視点に基づいた影響調査に基づいて、ジェンダーに配慮した予算、つまり公共预算をジェンダー平等視点から策定していかなければならないのだというのが、国際的に合意されていることです。

そういった背景を踏まえまして、若い女の子、脆弱な立場にある女の子、若年女性への政策、施策、予算には、具体的にどのようなことが必要とお考えか。例えばライン相談や、ハウスといった、そういうハード面の拡充ということもございましょうし、それから人材育成はすごく重要だと思いますし、こうした支援団体をつなぐ全国ネットワークだったり、相談員を含め、大変な重圧の中で民間団体は事業をされていると思いますので、そういった方々に対するケアなど、どのような施策が必要か、その施策に予算の裏づけをしていく

というのがこの研究会の最終的な目標でもあると思いますので、ぜひ御意見をお聞かせいただければと思います。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

この辺り、どうでしょうか。大谷さん。

○大谷氏 本当にありがとうございます。

厚労からもハウス運営に関して助成をいただいたり、赤い羽根財団からライン相談や保健室の助成をいただいたり、日本財団からいただいたり、助成金が取れるところは全部申し込んで何とか回しています。

私はぜひ財政的支援も継続してやってもらいたいのですけれども、加えて、私はこの数年やってみて、出口がない。この女の子たちを、支援はしたのはいいけれども、先ほど言ったように必ず社会に戻さなければいけない。適切な出口がなかなかないのです。

私は、婦人保護施設をもっと柔軟に運用していただいて、若い女の子たちの一時的な居場所としても、それから中長期、年単位でいられる場所としても、婦人保護施設をぜひ活用させてもらいたい。

なかなかそこはハードルが高いのです。婦人相談を経由しなければいけないとか、一時保護しなければいけないとか、そういうハードルを全部取り払って、任意にでも、緊急にでも受け入れてくれて、数か月、半年ここにいさせてもらいたい。

婦人保護施設はそれなりの経験者と社会資源を集めていますから、若年女性の出先としてももうちょっと柔軟な運用をさせてもらいたいということで、実はこの間、厚労で取り組んでいただいていたのですけれども、コロナで止まってしまっているように思えます。婦人保護施設の抜本的運用に関する改革は急いでやらしてもらわないと間に合わないぐらい大変な状態になっていますので、是非とも、それに取り組んでもらいたいと思っています。よろしくお願いします。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

では、山口委員、どうぞ。

○山口構成員 ありがとうございます。

1つ戻って、中尾先生の御報告に関連して質問させてください。

私も大学の教員として、大学生の精神的な状態に関心があります。一方で、大学生は高校や中学校までのような小さいクラスルームで学ぶ機会もないので、学生の状態を非常に注意深く気をつけている教員がいたとしても、なかなか拾えないのではないかなという点を心配しています。

自分のほうから、今こういう悩みがあるのだと相談してくれる場合には、ある程度対処のしようがあると思うのですが、必ずしも自分から問題を知らせてくれないような学生たちからどうやって事前に問題を拾っていけるのか。

これは偏見かもしれませんが、女子学生ですと友達に話すなど相談することに対する抵抗感は低いのかもしれないのですが、一方で男子学生は悩みを相談すること自体が自分の

弱みを見せるということになり、抵抗感があつたりするのかなという心配もあります。大学として受け身ではなくて、どうやって事前に手を伸ばしていかなければいけない子たちを見つけられるのかという点について、何か御意見をいただけないでしょうか。

○中尾氏 ありがとうございます。

1つは、先ほど言いましたように、アドバイザー制というのをうちは敷いていますので、1クラス12人から15人という少人数でやっています。それから、学生メンター制度ということで、2年生が1年生の各ゼミに2人ずつ張りついておりますので、そういった中で、まず1年生のところからフォローしていく。

それと、各授業の中で先生方が気づいた、もともと先ほどの保健相談とか学生相談のところで上がってきている学生たちは分かるのですけれども、それ以外の学生で先生方が授業をしながら気になる学生がいれば全部上がってきます。学科会議でそれを共有して、どうしても気になる学生がいれば、毎学期、学生全員の懇談をしていますので、それでどうしても気になる子がいたら、私は学部長をしていますので、私のところへ全部上がってきます。

私が全部授業を見せていただいて、実際に、ちょっとしんどいね、おいでよと言って、うちは学生とすごく距離が近いので、先に何気ない会話の中から、それは友達からの情報で先に手を打ちますので、僕は今、3年、4年、大学院のゼミですけれども、私は研究室をオープンにしているので、いつも1年生でも2年生でも自由に入ってこられるような環境をつくっています。そういった取組をしていかないといけないかなと思っています。

だから、先ほどセンサーの話が出ましたけれども、大学の教員自体がセンサーが高くないと、専門的なことだけを教えるということでやると学生たちはスルーしてしまいますので、そのセンサーを我々自身が高めることが大事なかなと思っています。

以上です。

○山口構成員 ありがとうございます。

○白波瀬座長 では、武藤先生、お願いします。

○武藤構成員 発表ありがとうございました。

2つありまして、1つは中尾先生が最後におっしゃっていたマスクのコメントに関してです。海外だと、例えばアメリカだと子供は2歳以上がマスク推奨で、WHOは逆で、5歳から11歳は柔軟にやってくださいと言われていています。日本で、保育士側のマスクは状況に応じて、屋外だったら外してよし、屋内だったら距離に応じてといった運用をガイドラインが求めています。しかし、それが現場に下りていくと硬直的な運用になっていて、見ていて歯がゆいところがあるのです。それをもう少し揺り戻しすることはなかなか難しいのでしょうか。もし何かお考えがあれば教えていただきたいと思います。

それから、若草プロジェクトの話は報道など様々なところで拝見していましたが、今日、大谷さんと村木さんの話をまとまって伺えて本当に感銘を受けました。ありがとうございました。女性のライフコース全体に及ぶ話なので、10か所ぐらいの縦割りを全部破

っていかないと、持続可能で安定的なプロジェクトにならないのだろうなと思いました。

ただ、きっと多部署が協力した事業化が可能になり、各地で同じ取組が進んでいくのではないかと私は本当に確信しております。陰ながら応援したいと思います。本当に心から応援しています。

以上です。

○白波瀬座長 武藤さん、影にならないように。

中尾先生、今のマスクの運用ですけれども、どうでしょうか。

○中尾氏 日本人はめちゃくちゃ真面目なので、ガイドラインが出るとそのとおりに運用します。字面どおりに取り組みます。例えば私立保育園なんかでしたら、もし一人コロナが出て評判が悪くなったら、そこは運営上しんどくなってくる。

だから、コロナにかからないほうがいいのですけれども、かかった場合、日本中のメディアがマイナスキャンペーンを敷いているので、例えばある県では最初にコロナにかかった人はその土地に住めなくて出ていった方もたくさんおられます。それは保育園でも幼稚園でも、公立の場合はまだ何とか後ろ楯がありますが、私立の場合は遵守してクラスターが出た場合は仕方がないねという逃げ道をつくっておかないと運営できない状態があるのです。

実際は、先ほど言ったように、保育園・幼稚園は3密を避けられないですから、そこは今を考えるのか、この子たちの5年後、10年後を考えるのかで、柔軟な運営というのは必要だと思いますので、その辺りは園長先生の判断が求められていると思うのです。その辺りは小学校も一緒なのですけれどもね。その辺りをしっかり啓発していかないと、なかなか末端までは伝わっていかないので、より真面目に捉えられているところは固く固くやっていると思います。

以上です。

○武藤構成員 リスクを下げる工夫はいろいろあると思うので、過度に緊張し過ぎない保育所になるといいなと本当に願っています。ありがとうございます。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

今、日本人はという話があったのですけれども、3つ目の御報告の中で、目黒先生、三浦先生から国際潮流についてのお話もございました。この辺りの柔軟さ、ガイドラインの解釈の仕方を含めまして、日本的ということがあるのかなのかということもあるのですけれども、委員の先生方、御自由に御質問をよろしくお願いいたします。何かありますか。

種部先生、お願いします。

○種部構成員 ありがとうございます。

御報告いただいて、頭の中がとてもよく整理されました。

日本に対して強化すべき点として指摘をされているところの中に、今回のコロナで日本でもたくさんのジェンダー課題があぶり出されたものをちゃんと数値化して残して政策に生かせということはそのとおりで思っておりましたし、この指摘を受けてきちっと動く

べきだろうと思いました。

特定定額給付金の受給で、世帯主にまとめて配付されたことによって、隠れていた、家にいた、今まで私たちが相談してもらえていなかったDVの被害の人があぶり出されたと思うのですね。DVとして自分は認識していても、どこにも相談することもなく、このままその中で自分さえ我慢すればと言っていた人が、自分にはお金がもらえなかったということで初めてあぶり出された。

虐待についても、もともとひどかったものがさらにエスカレートしてあぶり出されて、外に見えたというだけのことであって、これがちょっと静かになると引っ込んでいってしまっていることを非常に懸念しています。

前もこれは話題になったかと思うのですけれども、男女局のほうで特定定額給付金の市町村窓口にも、同居をしているためにという数がどうだったのか、その分布とか、実際のDV相談に対する割合をきちんと出していただくということを、この示唆からやらなくてはいけないことではないかなと思いました。

それを受けてですが、暴力と気づいていないけれども、その中にアンペイドケアワークというものが実際に含まれていると思うのですね。これを適切に、また関係があるかどうかお聞きしたいのですけれども、過去に各国の女性の睡眠時間を比較していたのを見たことがあります。多分OECDのヘルスデータだったのではないかと思います。女性は、アンペイドワーク、家庭的性別役割分業が大きいけれども、それに対してパートナーなりに、家事の外注化ということを出せない環境にいるので、削るのが睡眠時間なのではないかと思うのです。だから、日本の女性が一番短いということなのですが、これは見える化する指標としてはいいのではないかという気がしています。これを都道府県別に見るとか、あるいは国として課題を示す指標として使うとか、アンペイドワークに加えて物が言えないということの裏返しとして捉えるという見方でいいかどうかということをお聞きしたい。またこれに対して内閣府として取り組んでいく必要があるのではないかということをお願いいたします。

○白波瀬座長 この辺り、いかがでしょうか。

三浦先生、お願いいたします。

○三浦氏 生活時間の調査は、ケアを誰が担っているのかを明らかにするためにとても有益な調査だと思いますので、ケア時間だけではなく、睡眠時間を含めて24時間の配分がどうなっているのかということも明らかにし、その性別データと同時に、今、種部先生は地域別ということをおっしゃっていて、地域別ということもあると思うのですけれども、世帯構成であるとか、重要な点は家族内の権力関係を可視化していくということになりますから、それが分かるような調査項目が必要になってくるのではないかと思います。

特定定額給付金に関しては、似たような一律の給付金がまた出る可能性は全くゼロではないと思うのです。どのような経済的な打撃によりますけれども、そのときを見据えて、きちんと届くべき人に届くような政策の設計はどういうふうに行うのかという未来志向

で、今回の政策にどこに問題があったのかということは明らかにする必要があると思っています。

世帯主が受給権者となってしまったということが問題の出発点となっているわけですから、そうなった際に、一体どのように誰にきちんと配分されたのかという調査が必要になってきます。

DVとか虐待が可視化されたこともあると思うのですがけれども、自治体による差も相当大きいのだらうなと思います。結局、自治体の窓口でどういうふうなDVの被害者、あるいは様々な困窮の状況にある人に受給をするのかどうかの判断が分かれてきます。

私なんかは女性議員の研究をしていますから、自治体議員がどれだけ働きかけたかということもかなり重要な要因になっていて、ある自治体であればうまく支給されるけれども、ある自治体ではそうでもないといった差が出ていると思うのですね。

だから、都道府県というよりかはもう少し細かい形で、自治体の差というものがどういうふうな生じているのか、その差は何に由来するのかといった視点から分析・調査が必要ではないかと思います。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

目黒先生、お願いいたします。

○目黒氏 御質問ありがとうございました。

いろいろな意味で大変重要なインプリケーションがあると思います。

生活時間の調査ですと、日本に限らずどこの国でも妻・母親の睡眠時間は家族の中で一番短いということが明らかになっています。それは女性がペイドワークをしている場合にはもちろんのこと、していない場合でもアンペイドワークに費やす時間が大変長いからです。

生活時間調査は日本でも随分いいものがたくさんありますが、それが最近あまり見られないと私は感じております。生活時間調査には大変な労力と時間とお金がかかるということも認識しておりますが、やはり根幹は1日24時間というのは誰にも平等ですので、その時間の分配の基準や使用目的の価値基準、例えば個人時間と他者へのサービス時間の再考・再編成は誰にとっても重要な課題だと思います。

そういう意味では、もっと真剣に、予算をきっちりつけて、一定の間隔をおいて調査をするということは基本のキになると思います。

ジェンダー統計は最も具体的に数字で示せるジェンダーギャップ議論の基礎だと思います。

それから、自治体で何ができるか。自治体によって対応が違うということですが、実は東日本大震災の後、地についた調査をいろいろなNGO団体がやりました。その中で、よく見ると、本当に世帯主中心の実態がいかにか女性にとって不平等を強いているかということがはっきりしています。公の支援についても、世帯主に渡ったらもう妻の手には入らないような実態がある。

そういうことを学習したはずなのに、今回も全然それが生かされていないということは何を意味するかということ問い直す必要があると思うのです。世帯主中心に支援を配らないとすれば、家族全員に配るといふ、発想の貧困を私は今回痛感したのですが、やはり平等というのとは何かということ考えたときに、個人の力でどうにもできない原因で不平等が起きたときには、公が絶対に責任を持って対応すべきだと思っています。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

あとはいかがでしょうか。

山田委員、どうぞ。

○山田構成員 ありがとうございます。

私はこの分野はあまりいろいろなことを知らなかったので、非常に勉強になりまして、衝撃も受けています。

それで、コメントというか質問ですけれども、三浦先生の御報告いただいた中に、G7+韓国の対策数という中で、アンペイドワークの対策が日本は全くない。ここにある意味象徴されているのではないかと。ケアというものの価値が、特に日本の男性社会の中でほとんど理解されていない。私もあまり偉そうなことは言えないのですけれども、ここに非常に大きな問題があるのかなというのは、特に労働問題をやっていて非常に感じる場所です。

多分韓国も文化的な背景もよく似ているということもありますので、少し前まで同じような状況であった。ところが、ここに来て逆に韓国が4つ中に入っている。韓国の事情なので、実態はよくわからないと思うのですけれども、なぜその辺りの違いが出てきているのか、もし何か情報があれば教えていただきたいという御質問であります。

それと、目黒先生にも。最後におっしゃったデータの確保をきっちりやっていく、これは多分この研究会のこの後の提言の柱の一つになっていくのではないかと。と思うのです。

私も北欧に興味があってスウェーデンを少し調べたことがあって、例えば男女の賃金格差を徹底的にスウェーデンでなくしていくために、企業に職務ごとの男女の賃金状況の報告を義務付けるような法律をたしかつくっていると思います。あるいは、先ほど来議論があった、多分アンペイドワークとの関わりですが、男女別の生活時間の使い方とか、こういうふうな統計は、日本は全くないわけではないのですけれども、非常に少ないと思うのです。この2つは非常に重要なデータの必要な部分ではないかと思うのですけれども、そこに対してどういうふうに思われているのかということ。それ以外にも重要な統計、こういうのはぜひ諸外国と比較して重要なものがあるということがあれば教えていただきたい。

以上でございます。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

では、まず目黒先生から、統計のほうでいきましょうか。

○目黒氏 御質問どうもありがとうございます。

私が重要視していることを同じように重要視されている方がこの研究会におられるということが確認できまして、大変うれしく思っております。

日本にも、確かにおっしゃったような種類の統計はあります。ただ、どういう測り方をするかというところにジェンダー視点があるかないかで違いが出てくるというのが私の何十年來の実感です。それがなかなか理解されてきていない。

統計の専門家は大変優れた作業をされています。しかし、ジェンダー視点をどこまで理解されるかによって、なぜ女性と男性の役割が固定化されて、こんなに変わらないのか。その変わらない原因はどこにあるのかということを探るためには、いろいろな角度からデータを集めないとなかなか進みません。

山田委員がコメントされたスウェーデンの例は、男女の賃金格差に職務が優位に関連しているという仮説を可能にするデータをもとに企業に情報公開を求める法律をバックに成果をあげたとすれば、論理的で実現可能性の高い戦略だといえます。日本の場合、何を明確にするために、どのような事実を、どのように測るのか、の再整理が必要だと思います。男女の賃金格差と職務や職種との相関は既存の統計でも明確ですが、アンペイド・ケアワークの担い手の性差が労働市場における男女格差の根底にあることをジェンダー統計で可視化することが壁や天井の鉄骨からガラスまで打ち破る大きな一歩だと思います。

G20 に対するW20の提言の柱の中心は「2025年までに労働市場参加におけるジェンダーギャップを25%に削減する」で、OECDの統計上は日本は優等生となっているが、パートタイムも含まれており、ジェンダー統計の導入が待たれます。2019年のG20 首脳宣言には女性の労働市場参加に対する主要な障害となっている無償ケア労働におけるジェンダー格差に取り組む、女性の雇用の質の改善、男女の賃金格差を減少、女性に対するあらゆる形態の差別を終わらせ、固定観念と闘うなど、W20からの提言が導入されたので、今後のアクションに期待します。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

では、三浦先生。

○三浦氏 御質問ありがとうございました。

私もこのUNDPのデータを見たときに、なぜ韓国で無償労働への施策がこれだけ多いのかと非常に疑問を持ちました。私自身、韓国は全然詳しくないですけれども、キャッシュ・フォー・ケアと言われる政策があるということが高く評価されていたというのがレポートからはうかがえます。すなわち、無償労働をしている人が、多くは女性ですけれども、この間ケア労働が増えたということに対しての現金給付があるという意味だと思うのですね。

このことの意味は2つあって、1つはケア労働はただではないのだ、賃金が当然発すべきものなので、政府としてそれに対して保障する。そういう価値づけをするという意味では高く評価できる、ジェンダー平等的な視点がある政策と言える。

しかしながら、これはもっと詳しく、どのぐらいの額で、どのぐらいの条件でキャッシュ・フォー・ケアがあるのかということを見ないと、場合によっては女性がケアをすべきだという固定的な役割をさらに強化するような形でお金が出ることにのみなりかねないのですね。

このUNDPは本当に入り口のレポートでしかないと思いますので、さらに個別の国に関して突っ込んで分析してみないことには、本当にこれがジェンダー平等に資する形の政策かというのは、検証はまた別であろうと思います。

日本と韓国の男性のケア時間、家事時間に関して言えば、韓国の男性のほうがもっと少ない時間しか携わっていないというのがW20のデータからはうかがえるところです。日本だと1時間17分ぐらいあるわけですが、韓国だと30分ちょっとになっておりましたので、逆に言うと、日本の女性以上に韓国の女性のほうが無償労働をやっていて、それに対する政府の報奨金というか、補償が出たというふうに見えなくもないので、検証に関しては一層分析する必要があるかなと思います。

以上です。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

山口委員、最後、4分しかないのでよろしくお願いします。

○山口構成員 では、簡潔に。

三浦先生、目黒先生、どうもありがとうございました。

ジェンダー統計を作成するというのは100%賛成で、私も労働経済学の人間としてデータをいじる身なので、同じような問題意識を持っています。

労働市場に関するデータですと、例えば今回、この研究会の事務局からもお力添えいただいて使わせていただいている労働力調査のデータを解析して、特に女性に注目してやっています。例えば男女別ですとか、女性の中でも年齢別ぐらいまでですと、自動的に集計が出されています。一方で、女性の中でも特に支援を必要としている可能性の高い人たち、典型的にはシングルマザーだと思うのですが、そういったところに注目していこうとすると、例えば労働力調査のように4万世帯入っていても、シングルマザーの世帯の数は大分少なくなってしまうと、精度の高い数字が出ないという問題があるのですね。

質問というよりコメントになってしまうのですが、先ほど目黒先生からは、質問項目を増やすことによって問題をあぶり出していく必要があると御指摘いただいて、それもそのとおりだと思ったのですが、一方で、女性の中でも特に支援を必要としている可能性が高いようなグループについて、オーバーサンプルしていくような形で既存の機関統計の設計も変えていく必要があるのではないかという問題意識を持っていますが、そういった取組は諸外国ではなされているのでしょうか。

○白波瀬座長 三浦先生、諸外国の取組はありますか。

○三浦氏 私のほうで知っているケースはないです。

○白波瀬座長 目黒先生、何かありますか。

○目黒氏 どの国でどこまで個別化したメソドロジーを使ってやっているか、私も知りません。

ただ、方法論としては、マクロデータを集めて理解をするという場合と、少ないサンプルを対象にして研究をする場合では、やはり考え方が違うわけですね。だから、両方を活

用するという事はどの国でも考えてやっているはずで、研究者は大体そういうふうな発想で、自分に合ったタイプの方法論を用いてやるということがありますので、多様性はどの国でもあると思います。それをどうやって料理するかが政策を決定する人たちの重要な課題だと思います。

○白波瀬座長 ありがとうございます。

三浦先生、どうぞ。

○三浦氏 山口先生の御質問の問題関心からすると、恐らく業務統計的な取り方ではなくて、個人に帰着するような統計をより充実させる必要があって、特にコロナの様々な政策を本当に日本政府はいろいろと取っていると思いますけれども、どこの層に本当に恩恵が届いているのか。かなり不平等な行き渡り方があるのではないかという問題意識に基づいた統計の取り方になると思いますから、サンプルをして個人単位で統計を取り、またそのときの属性の取り方として、今までの発想に加えて、家族内における権力関係がジェンダーを考える際のすごく大きな視点になってきますから、家族間の権力関係があぶり出せるような項目を入れるということ。

それから、情報格差ですね。特に女性の場合にはパソコンを持っていなかったり、男性と比べて情報アクセスが制限されているといったことが言われておりますので、その情報格差も分かるような、そういった属性が入った統計を整備する必要があるかなと思っています。

○白波瀬座長 大変ございました。

もう時間になりましたので、いろいろ議論もしたいところですが、この辺りで研究会としては終わりにしたいと思います。

林局長が途中から御参加いただいておりますので、何か一言、お願いいたします。

○林局長 ありがとうございます。

本日は、白波瀬座長をはじめ皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席を賜りまして、本当にどうもありがとうございました。私、遅参をいたしまして失礼いたしました。衆議院予算委員会で野党からの質問で、男女共同参画が遅れているからこういうことになるんじゃないかと。まさにおっしゃるとおりであります。これから本当にしっかりやっていると、身の引き締まる思いで、改めて男女共同参画をしっかり進めて、121位という大変不名誉な状況を返上するよう頑張りたいと思います。

本日は、中尾先生から、コロナ下における若い人の心の課題、また、若草プロジェクトの大谷様、村木様から、少女や若い女性への支援の現状や課題のお話、また、目黒先生、三浦先生から、コロナ下の女性に関する国際的な動向について、それぞれお話を伺ったと聞いております。御報告の内容につきましては後で職員からよく聞いて、政策に生かしていきたいと思っています。

本日は御議論を伺っておりまして、若い女性が抱える生きづらさや課題がコロナ禍で本当に浮き彫りになっていて、様々な視点、対策を必要としているということを改めて感じ

ました。

また、国際的に見ましても、コロナ禍で女性のほうが男性より大きな影響を受けておりますが、日本の場合、女性の問題があぶり出されたというところがあり、各国の例、政策の取組などを参考にしながら、ジェンダーにより配慮した政策を進めるよう、私どもさらに一層精進して、政策にしっかり生かしてまいりたいと思います。皆様方には引き続き忌憚なく幅広い観点から御議論をいただき、またいろいろと御指導、御示唆をいただきますよう、ぜひよろしくお願い申し上げます。

ここでの研究会での御議論は、私ども最終的には春に取りまとめをして、「女性活躍加速のための重点方針」に反映させ、それをさらに骨太の方針に反映をさせてしっかり取り組んでいきたいと思っています。

既にもう去年の秋の時点で緊急提言を取りまとめていただきまして、それは官邸でのコロナの対策本部で橋本大臣から報告し、それが対処方針にも反映されております。引き続き、今日いただいた意見をしっかりと踏まえて、政策に反映をしていくように取り組んでまいりたいと思いますので、引き続き御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

本日は、本当にどうもありがとうございました。

○白波瀬座長 ありがとうございました。

長時間にわたり、ありがとうございます。

最後に、私のほうからコメントさせてください。3つあります。

最後は、やはりデータベースということで、まさしく本研究会が緊急提言でも申し上げたように、EBPM、エビデンス・ベーストで実際の政策を走らせたいという強い思いがあります。

今日、中尾先生を中心に意見を聞いたのですけれども、気づき、あるいはトラウマをどうして手前で受け止められなかったのか。ただ、教員の一人といたしましても、中尾先生がたくさんいらっしゃるわけではないので、サステナブルなところでこのような体制をいかに普及させて、身近な若い子たち、子供たちをすくい上げるか。これもとても緊急性の高いことだと改めて感じた次第です。

あと、具体的に横の連携ですね。何と言っても行政が縦割りで、弱い子たちであればあるほど谷間に落ちてしまうという状況がありますので、特に婦人保護施設の運用について具体的な御要望も出ました。この辺りも、ぜひ具体的に盛り込んで報告書としてもつくり上げていきたいと思っています。どうか今後ともよろしく御指導、御協力をお願いいたします。

今日はありがとうございました。以上です。